

学校感染症について

学校の場合においては感染症の流行を予防することが、子ども達の健康のためにも、教育を支障なく実施していくためにも極めて重要で、そのために「出席停止」の措置が法的に定められています。

主治医より、「学校感染症」と診断されましたら、医師の許可がおりるまで家庭で安静にして下さい。登校の許可が出ましたら、「学校感染症治癒証明書」又は「医師による証明書等」（医療機関所定様式）を医療機関で記入していただき、登校の際に学校（保健室）へ提出して下さい。なお、インフルエンザについては、「インフルエンザ治癒証明書」に薬の処方の内容と診察を受けた日がわかるものを添付していただければ、保護者の方の証明でも代替できます。証明書を提出されますと、「出席停止」扱いとなり、欠席にはなりません。様式は学校（事務室・職員室・保健室）にも用意してあります。

★第1種感染症★ …治癒するまで出席停止

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウィルスによるものにかぎる）、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ

★第2種感染症★

感 染 症 名	出 席 停 止 期 間
インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発言した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん（3日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
結核	病状により学校医やその他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医やその他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

★第3種感染症★ …病状により学校医やその他の医師において感染の恐れがないと認める
まで出席停止。

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、
急性出血性結膜炎、その他の感染症（想定される例 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎＜A型
肝炎＞、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎な
ど）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・切り取り線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

学校感染症治癒証明書

愛知県立丹羽高等学校

年 組 番 氏名

[病名] 百日咳 ・ 麻疹 ・ 流行性耳下腺炎 ・ 結核

風疹 ・ 水痘 ・ 咽頭結膜熱 ・ 髄膜炎菌性髄膜炎

その他（ ）

[療養期間] 令和 年 月 日～令和 年 月 日

[特記事項] _____

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

*インフルエンザに限り、保護者の方の記入による「インフルエンザ治癒証明書」で代替することができます。

*裏面にインフルエンザの罹患・治療及び診察を受けた日付が確認できる書類（薬の説明書のコピー等）を添付して下さい。

インフルエンザ治癒証明書

愛知県立丹羽高等学校

____年____組 ____番 氏名_____

[病名] インフルエンザ_____型

[治療を受けた医療機関名] _____

[出席停止期間] 令和____年____月____日に発症し、治療のため
令和____年____月____日まで欠席させました。
医師からの登校許可がございましたので登校させます。

令和____年____月____日

保護者氏名_____印

*周囲への感染拡大を防ぐため、必ず医師の指示に従い、療養期間を守ってください。
*インフルエンザの出席停止の基準は「発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」です。